

令和 7 年

第 1 2 回 立 川 市 農 業  
委 員 会 総 会 議 事 録

立 川 市 農 業 委 員 会



## 令和7年第12回立川市農業委員会総会日程

日時 令和7年12月25日（木）午後3時

会場 208・209会議室

- 1 開会
- 2 議事録署名委員の指名
- 3 報告事項
  - (1) 事務報告
  - (2) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
  - (3) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
- 4 議事
  - 議案第1号 都市農地貸借円滑化法の規定による事業計画の審査・決定について
  - 議案第2号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
  - 議案第3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について
  - 議案第4号 立川市農地利用最適化推進委員の委嘱手続に関する要綱の改正について
- 5 その他
  - (1) その他
- 6 閉会

令和7年第12回立川市農業委員会総会

令和7年12月25日(木)

立川市役所208・209会議室

議席	氏名	議席	氏名
1番	鈴木豊君	10番	鴻地文武君
2番	嶋田貞芳君	11番	岩崎紗矢佳君
3番	高杉晋一君	12番	高橋浩久君
4番	内野智行君	13番	宮岡広行君
5番	橋本良子君	14番	田中佐一君
6番	浅見恵子君	15番	清水茂男君
7番	宿谷豊君	16番	川野進君
8番	横幕玲子君	17番	岡部良己君
9番	森谷一郎君		

事務局職員

局長 八谷俊太郎君

係長 熊谷寛君

午後 2 時 5 6 分 開会

議長 皆さん、改めましてこんにちは。

本日は、本当に暮れのお忙しい中、御出席をいただきまして大変ありがとうございました。また、今年 1 年間、農業委員の活動に対しまして本当に皆さんに御協力いただきまして、農業委員会としましても大きな問題もなく、何とか 1 年間済むことができたと思います。本当にありがとうございました。

私、JA 中央会のところの講演とか、そういった講演で話を聞いてきたことを 1 点だけお話ししたいと思います。もう恐らく皆さんも知っているかと思うんですけども、収用農地、要は猶予を受けた農地を、収用で道がかかった場合、利子税が免除になっているんですね。今現在。それが来年の 3 月 31 日で一応期限が切れるということなんです。恐らく、まず間違いないんですけども、また延期というか、延長されるという話でございまして。延長って、では、どのぐらいということ、大体 5 年らしいですね。だけれども、本来でしたら私もここで今度、来月、地区別検討会もあるので、延長じゃなく恒久的にしてもraitたいといった要望も出したほうがいいんじゃないかなと思っっているんですね。大体延長といたら 5 年なので、また 5 年。また 5 年後、またお願いしなくちゃいけないということになってきますので、これも今後の検討材料になるんじゃないかと思うんですね。ほかの市でも収用がかかる農地というのは結構あるんですよ。東京都でも区でもあるので、ぜひそういうものも要望を出していきたいなと思っております。

今日は何ととっても、いろんな議題が非常に多い予定でございまして、どうか皆さんの御協力をいただいてスムーズに進めていきたいと思っております。今日もしどうしても決められないようなことは、次回に持ち越せることは次回に持ち越していきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、ただいまより令和 7 年第 1 2 回立川市農業委員会総会を開催いたします。

立川市農業委員会規則第6条の規定を満たす数の委員に御出席をいただいておりますので、本総会は成立をしております。

本日総会に付議すべき項目は別紙のとおりでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

それでは、座らせていただきます。

議長 初めに議事録署名委員の指名です。今回は13番の宮岡委員、14番の田中委員にお願いをしたいと思います。

それでは、(1)事務報告、(2)農地法第4条第1項第7号の規定による届出が7件、(3)農地法第5条第1項第6号の規定による届出が8件、一括して事務局より報告をお願いいたします。

局長 そうしましたら、報告事項のほう、順次御報告させていただきます。

着座にて失礼いたします。

それでは初めに、報告事項(1)事務報告を行います。

12月4日(木)、令和7年度第3回農地パトロールを土地利用部会と事務局で行いました。

12月12日(金)、農地流動化現地研究会が都内圃場で行われ、清水農地利用最適化推進委員と高杉委員、事務局が出席をいたしました。

12月15日(月)、北多摩地区農業委員会連合会地区別職員検討会が開催され、事務局が出席をいたしました。

12月17日(水)、東京都農業会議常設審議委員会が開催され、会長が出席いたしました。

委員会といたしましては、12月15日(月)、12月の総会に向けた現地調査を、25日(木)午後3時より第12回総会、終了後、全員協議会を開催いたします。

明日以降でございます。

1月6日(火)、北多摩地区農業委員会連合会理事会が開催され、会長と事務局が出席を予定しております。

1月14日（水）、東京都指導農業士認定式が開催され、事務局が出席を予定しております。

1月16日（金）、東京都農業会議常設審議委員会が開催され、会長が出席される予定です。

1月26日（月）、冬季の北多摩地区農業委員会連合会地区別検討会が開催され、会長、職務代理、事務局が出席を予定しております。

委員会といたしましては、1月16日（金）、1月の総会に向けた現地調査を、27日（火）午後3時より第1回総会、終了後、全員協議会を開催いたします。なお、次回の開催場所につきましては101会議室を予定しております。

報告事項（1）事務報告は以上となります。

続きまして、農地法に基づく届出に関する報告でございます。

報告事項（2）農地法第4条第1項第7号の規定による届出7件について御報告をいたします。

申請人の氏名、住所につきましては記載のとおりでございます。

1件目、農地の所在は若葉町2丁目の3筆。地目は登記簿上が畑、現況も畑。面積は235㎡。転用目的は住宅用地でございます。

2件目、農地の所在は富士見町3丁目の4筆。地目は登記簿上が畑、現況は宅地。面積は287㎡。転用目的は住宅用地でございます。

3件目、農地の所在は上砂町2丁目の1筆。地目は登記簿上が畑、現況も畑。面積は886㎡。転用目的は事業用地でございます。

4件目、農地の所在は羽衣町3丁目の1筆の一部。地目は登記簿上が畑、現況も畑。面積は655.81㎡。転用目的は住宅用地でございます。こちらにつきましては、後ほど農地法第5条の届出の際にも出てまいります。追加説明をさせていただきます。

続きまして、5件目、農地の所在は西砂町4丁目の1筆。地目は登記簿上が畑、現況は宅地。面積は39㎡。転用目的は住宅用地でございます。

続いて6件目、農地の所在は西砂町4丁目の7筆。地目は登記簿上が畑、現況は宅地。面積は256.22㎡。転用目的は住宅用地でございます。

7件目、農地の所在は砂川町5丁目の1筆。地目は登記簿上が山林、現況は畑。面積は359㎡。転用目的は住宅用地でございます。

おのこの周辺略図を御覧いただければと思います。

続きまして、報告事項(3)農地法第5条第1項第6号の規定による届出8件について御報告をいたします。

申請人の氏名、住所につきましては記載のとおりでございます。

まず1件目、農地の所在は若葉町2丁目の4筆。地目は登記簿上が畑、現況は畑、雑種地及び道路。面積は494.29㎡。転用目的は住宅用地でございます。

2件目、農地の所在は砂川町4丁目の2筆。地目は登記簿上が畑、現況も畑。面積は259㎡。転用目的は住宅用地でございます。

続いて3件目、農地の所在は西砂町4丁目の6筆。地目は登記簿上が畑、現況は宅地。面積は739.8㎡。転用目的は住宅用地でございます。

4件目、農地の所在は西砂町6丁目の1筆。地目は登記簿上が畑、現況は宅地。面積は155㎡。転用目的は住宅用地でございます。

5件目、農地の所在は西砂町6丁目の1筆。地目は登記簿上が畑、現況は宅地。面積は66㎡。転用目的は住宅用地でございます。

6件目、農地の所在は羽衣町3丁目の1筆。地目は登記簿上が畑、現況も畑。面積は222㎡。転用目的は住宅用地ござ

います。

7 件目、農地の所在は羽衣町 3 丁目の 1 筆。地目は登記簿上が畑、現況は宅地。面積は 1, 2 6 0 m<sup>2</sup>。転用目的は住宅用地でございます。

最後に 8 件目、農地の所在は羽衣町 3 丁目の 5 筆。地目は登記簿上が畑、現況も畑。面積は 2, 1 5 9 m<sup>2</sup>。転用目的は住宅用地でございます。

おのこの周辺略図を御参照ください。

なお、7 件目の羽衣町 3 丁目の部分につきまして補足説明をいたします。こちらにつきましては、先ほど農地法第 4 条の 4 件目にて筆の一部を転用したものと同一の筆となります。こちらは全体で 1, 2 6 0 m<sup>2</sup>ですが、過去に 2 度、一部転用されておりまして、先月も転用がありまして、合計 3 度、一部転用がされている農地となっております。本来であれば、この農地法第 5 条による転用届のみで転用することが可能ではありましたが、法務局に質問をしたところ、登記官の個人の見解とはなりますが、一部転用の状況が複数回にわたり繰り返されたことや、農地法第 5 条の 6 件目の筆と分筆した際に、縄縮みにより面積が変わったことから、現況は地目ごとの面積を申請時に求める可能性もあるといった意見がありました。申請者は現況地目の面積が分からないということがありますので、一度農地法第 4 条の届出を挟み、筆全体をまる筆としまして現況宅地として手続を進めたものとなります。

なお、農地法第 4 条の際の面積につきましては、これまでの 4 条で転用届が出され、畑として残っていた面積となりまして、課税部局で畑としていた面積と同一となります。また、これまで一部転用届の際に分筆や地目変更を行うように、担当がずっとお願いしてきたことも併せてお伝えいたします。

報告は以上となります。

議長

ありがとうございます。

ただいま報告がありました件について、何か御質問があった

らお願いをいたします。ありませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないと認め、報告事項はこれで終了をいたします。

次に、議案第1号、都市農地貸借円滑化法の規定による事業計画の審査・決定について、1件を議題に呈します。

それでは、事務局より説明をお願いします。

局長 議案第1号、都市農地貸借円滑化法の規定による事業計画の審査・決定につきまして御説明をいたします。

現地調査を申請人立会いの下、嶋田職務代理、川野委員、森谷委員、事務局で行いましたので、調査結果を御説明いたします。

農地の所在、貸借人については記載のとおりでございます。

略図を御覧ください。略図は松中団地南交差点の南東に広がる農地となります。

事業の内容といたしましては、貸付人の生産緑地に借受人が使用貸借権を設定し、露地野菜の生産を行うというものでございます。

審査要件が3要件ございますが、審査要件①、全部効率利用要件ですが、借受人は市内に7, 500㎡ほどの農地を所有し、家族も含め3名で経営されております。必要な農機具についても十分保有され、経験もございます。また、貸付人も1割以上の従事をする事となっております。

審査要件②、農作業の常時従事要件ですが、申請者の従事日数が年間300日となっておりますので、要件を満たしていると考えます。

審査要件③、地域との調和要件ですが、農薬等の散布の際には隣接した畑に留意しながら防除基準に従って行うとのことですので。また、貸付人とも日頃からコミュニケーションを取り、地域の実情を鑑みながら営農するとのことですので、問題が生じることはないものと考えます。また、本法律における要件、都

市農地の有する機能の発揮に特に資する耕作の事業につきましては、都市住民が農業を体験する取組など、複数の要件のうち1つ以上を満たす必要がございます。本計画では立川市や隣接する地域に生産物の5割以上の販売活動を行う予定とのことで、要件を満たすものと考えられます。

以上のことから、申請内容は都市農地貸借円滑化法第4条に規定する事業計画として決定できないものではないと考えてございます。

議案第1号の説明につきましては以上となります。

議長 ありがとうございます。

確認を担当された地区委員さんから補足説明をお願いしたいと思えます。

まず初めに、嶋田職務代理、お願いします。

2番 当日、申請者と立会いでやったんですけれども、もともとが非常にきれいな農地でした。そこをこれから意欲満々の申請者の方が借りてくれるということで、非常にいい貸借じゃないかなと思います。貸主側のほうも若干高齢になってきて、今のところ農地をちょっと持て余すような状況があったので、それを鑑みて、同じ生産者グループの中で交流もありますし、非常にいい貸借だったと思います。境界のほうも全て確認できておりますので、問題ないと思えます。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、川野委員、お願いします。

16番 今、職務代理が報告していただいたとおり、特に問題ないと思えます。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、森谷委員、お願いします。

9番 補足することはありませんし、問題はないと思えます。

以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいま説明がありました件について、何か御質問がありましたらお願いをいたします。ありませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、御質問がないと認め、事業計画の承認を前提として申請人に意思確認を行いたいと思います。申請人を呼んできてください。

〔申請人 着席〕

議長 本日はお忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございます。

都市農地貸借円滑化法の規定による計画などの説明をお願いしたく、本日出席をお願いいたしましたので、御理解の上、御協力をお願いしたいと思います。

それでは、私から質問させていただきたいと思います。

この法律は生産緑地の貸借の制度を整備し、都市農地の有効な活用を図ることを目的として平成30年に施行されたものでございます。本法律において申請人が提出する事業計画を農業委員会が審査、決定し、市長が認定することにより貸借が成立する制度となっております。

この事業計画は、都市農地の有する機能の発揮に特に資する耕作の事業の用に供していることが要件となっております。申請人におきましては、立川市や隣接する地域で生産物の5割以上の販売を行うという計画を掲げられております。

そこでお聞きいたします。当該事業内容の詳細について御説明をお願いいたします。

申請人 当該事業……。もう1回いいですか。

議長 事業内容の詳細を、ちょっと教えていただきたいんです。生産物とかのね。

申請人 分かりました。すみません。よろしく申し上げます。

主に1年間、野菜のほうを生産しております。品目は多くないんですけれども、年間を通して10種類ぐらい栽培をしてお

ります。ほぼほぼ露地で、露地野菜をメインに。そして、ベジテックのほうに出荷をしております。

議長 作物はどんな作物を生産される予定でしょうか。

申請人 作物は主にハウレンソウだったりブロッコリーだったり、葉菜類ですね。

議長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、当事業計画の認定につきましては、貸付人の責務についても掲げなくてはならないんですね。具体的に、借受人の年間従事日数の1割程度を貸付人が従事する必要があります。これは、将来相続税が発生した際に、主たる従事者の証明の発行を担保するため、貸付人の一定程度の関与をあらかじめ計画しておくものです。

そこでお聞きします。貸付人の従事作業等、関与の仕方をお聞かせいただきたいと思います。

申請人 主に貸付人の方には畑の見回りだったり、草が生えていなかったりとか、荒れていなかったりとか、そういった面と、あとは、あそこは結構、6反以上あるので、時にはトラクターがけだったりしてもらう予定ではおります。

議長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆さんで御質問等がありましたら、お願いしたいと思います。

田中委員、お願いします。

14番 販売の関係なんですけれども、ここに「生産した農作物等の概ね5割以上を申請地のある立川市や隣接している昭島市等で」となっておりますが、どこで販売をされているんですかね。

申請人 主にベジテックとさっきお答えさせていただきましたけれども、あと、ほかにヤオコー等も含まれております。ベジテックのほうから近隣の市のイトーヨーカドーのほうの5店舗に、私の野菜は回っております。

議長 ありがとうございます。

そのほか御質問があったらお願いいたします。よろしいでし

ようか。

……質疑なしの声

議長 それでは、皆さんからも御質問がないということでございます。

今日はお忙しい中、お越しいただきましてありがとうございます。まだまだお若いですから、ぜひ頑張ってやっていただきたいと思いますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

本日はこれで終了したいと思ひます。本日はありがとうございます。

〔申請人 退席〕

議長 それでは、議案第1号、都市農地貸借円滑化法の規定による事業計画の審査・決定について、要件を満たしているとして決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、決定することにいたします。

次に、議案第2号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について議題に呈します。

本日は委員の世帯に関する議案が2件でございます。そちらを先に進めさせていただきます。

まず、議案第2号の1について事務局より説明をお願いします。この議案は委員の世帯に関する事項についてのことが含まれておりますので、農業委員会会議規則第10条の規定により、議事に参与することはできません。当該の委員はここで一旦退席をお願いいたします。

局長 そうしましたら、議案第2号、引き続き農業経営を行っている旨の証明につきまして御説明いたします。

農地相続人の住所、氏名につきましては記載のとおりとなります。

議案第2号の1は栄町3丁目の2筆となります。略図1を御

覧ください。略図1は東立川駐屯地の北に広がる農地で、ハウスではキュウリを、露地ではタマネギを生産されておりました。肥培管理は良好で、境界も確認できております。

この畑の北西側は周囲から低くなっておりまして、西側の住宅部分のブロック塀の基礎が非常に浅く、畑を境界付近まで耕作すると倒れる可能性が高いため、境界から一、二mあたりの畑内に土留めの板を設置され、土を盛られておりました。また、南西の住宅地から2本の木が二、三メートルほど大きく越境しており、耕作できない状況の場所がございました。こちらについては事務局から市の担当部局へ連絡し、所有者の確認及び管理依頼をお願いしております。

議案第2号の1は以上となります。

議長 ありがとうございます。

それでは、確認を担当された委員から補足説明をお願いいたします。

なお、今回の審査は、当日、私、ちょっと風邪を引いてしまって、内野土地利用副部会長に代わってお願いをいたしました。

それでは、まず初めに補足説明を宮岡委員、お願いします。

13番 肥培管理がよく、特に問題はないかなというところです。

地図の左側というか、そこには東側、地形で言うと東側のところにハウスが建っていて、中でキュウリの苗木を栽培していたんですが、中が結構きれいで、このまま見学に使えたり、あと、研修でどこかが来ても、見回ってもらってもいいぐらい、結構きれいな土地だった。きれいに完備されていたので、かなりよかったなと思います。ただ、傾斜があるので、その辺は御自分で工夫なさって、といを立てたりしてやっていたので、その辺は問題ないんですが、1つ問題があるとすれば、先ほど事務局が言われた、隣の住宅からの木が覆いかぶさってきているので、そこの下が使えないように、何とかフキとかを植えて頑張っているみたいなんです、そこはトラクターも通れないようで、私は背は小さいほうだと思うんですけれども、それも入れない

で、腰を曲げていかないと奥まで入れないような、木が密集しちゃっていて。御本人も近所なので、ちょっと問合せをしたりするんですけども、御在宅はしているみたいなんですけれども応答がないと。夜には電気がついているけれども、住宅にはいるようだというような感じなので。

詳しく聞いてみたところ、市役所のほかの部署から注意喚起は流しているみたいなんですけれども、これだけはもうちょっと粘って、逆に言うと、我々も植木屋さんとか、私も果樹で、今の季節、枯れ葉が落ちて舞うと苦情を言われたりすることがあるので、逆に市民の方々も空中権というものもあると思うので。我々の住んでいるところに。だから隣の人に迷惑かけないようにというところは、これは仕事にも差し障っているので、申し訳ないですけども、ちょっと言ってあげたほうがいいかなというのが私の感想でございます。

以上です。

議長 ありがとうございます。

あと、当日、内野委員が代理で出席していただきましたけれども、何かあったら補足説明をお願いします。

4番 特に補足説明はありません。

議長 ありませんか。

4番 はい。

議長 橋本委員はありますか。

5番 ありません。

議長 ありません。分かりました。

ただいま説明がありました件について御質問等があったらお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

今、宮岡委員から話したように、それは市役所のほうの、例えば環境政策課とか、そういうところをお願いはしてあったんでしょうかね。

13番 一回本人も動いたみたいなんですよ。行ったら会えなかったかどうか分からないんですけども、ちょっと動けなかった

というか、1回だけ過去に何か切ってもらった。1回だけ本人が、それで分かっているんで、環境政策課か何かのほうに言って1回だけ切ったんですけれども、また伸びてきちゃってというような感じなので、悪いけれどももう1回言ってくれないかというのが本人の感想らしいので。もう一度、すみませんが、市役所の方々に迷惑がかかるかもしれませんが、動いてくれませんかというような感じですね。

議長       では、話はしてあるということですね。分かりました。  
それでは、御質問、ほかにありますか。

……質疑なしの声

議長       それでは、御質問等がないと認め、採決に移ります。議案第2号の1、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長       ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。

続いて、議案第2号の2について事務局より説明をお願いします。この議案についても委員の世帯に関する事項についてのが含まれておりますので、規定により議事に参与することはできませんので、当該の委員はここで退席をお願いします。

それでは、説明をお願いします。

局長       そうしましたら、議案第2号の2の説明に入らせていただきます。

柏町1丁目の1筆、2丁目の2筆の計3筆となります。略図2を御覧ください。略図2は砂川七番の西に広がる農地で、ハナミズキやシラカシ、ソヨゴなど植木の生産をされておりました。南北どちらの農地も肥培管理は良好で、境界も確認できております。

議案第2号の2の説明は以上となります。

議長       ありがとうございます。

それでは、確認を担当された地区委員から補足説明をお願い

します。補足説明、浅見委員、お願いします。

6 番 補足はないんですが、肥培管理も良好で、特に問題ございませんでした。

以上です。

議長 ありがとうございます。

内野委員、ありましたらお願いします。

4 番 この申請者の畑なんですけれども、1 番の方と一緒に、隣の住宅から木が生えていまして、一応そちらのほうも事務局のほうで、ほかの課に連絡してもらおうということで。ほかは特に異常ありませんでした。

議長 続きまして、橋本委員、ありますか。

5 番 特にありません。

議長 一言ぐらいないですか。

5 番 いいえ、ありません。

議長 ありがとうございます。

ただいまの説明の件につきまして、何か御質問があったらお願いをいたします。ありませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないと認め、採決に移ります。議案第 2 号の 2、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。

続きまして、議案第 2 号、引き続き農業経営を行っている旨の証明については、今回も非常に件数が多かったため、2 班に分かれて調査を行いました。

それではまず、議案第 2 号の 3 から 6 を事務局より説明をお願いします。

局長 そうしましたら、議案第 2 号の 3 から 6 の調査結果を御報告いたします。

現地調査は内野委員、橋本委員、清水委員、宮岡委員、高杉委員、浅見委員、事務局で行いました。

議案第2号の3、柴崎町5丁目の1筆となります。略図3を御覧ください。略図3は中央線の東、多摩川の北に広がる農地で、ネギやダイコン、ホウレンソウなど野菜を生産されておりました。自家消費が中心ですが、お店に卸すものもあると説明がありました。畑内に倉庫と電柱があり、その部分は納税猶予から除いております。肥培管理は良好で、境界も確認できました。

議案第2号の4及び5は栄町3丁目の2筆となります。4番、5番は同一世帯、同一農地となりますので、併せて説明をさせていただきます。略図4及び5を御覧ください。略図4及び5は南砂小学校の北に広がる農地で、ハクサイやホウレンソウ、コマツナ、ダイコンなど多品種の野菜を生産されておりました。野菜は自家消費のほか、幼稚園に提供もされているとのことでした。畑内には倉庫及び南西側の墓地部分がありますので、こちらは納税猶予から除いております。肥培管理は良好で、境界も確認できております。

続きまして、議案第2号の6、幸町5丁目の1筆、柏町2丁目の3筆、4丁目の2筆の合計6筆となります。略図6-1、6-2を御覧ください。略図6-1の南側は砂川七番の南西、自宅前に広がる農地となります。ネギやブロッコリー、ノラボウ菜などの野菜のほか、ツツジや花苗などを生産されておりました。この夏は体調不良により肥培管理が芳しくない時期がありました。現在は耕うんされ、きれいな状態となっております。境界も確認できております。北側は柏町団地南に広がる農地で、カイドウやアオダモなどの植木を生産されておりました。肥培管理は良好です。北側の畑との境界はチャノキで分かれておりましたが、当日、境界石については確認ができませんでしたので、後日委員に確認をしていただきました。続いて、略図6-2を御覧ください。玉川上水駅の南に広がる農地で、

ボタンやキングサリなどの植木のほか、ネギが生産されておりました。畑内に桑の木が立っており、利用しない予定のため伐採すると伺っております。肥培管理は良好で、境界も確認できております。

議案第2号の3から6の説明は以上となります。

議長 ありがとうございます。

それでは、確認を担当された地区委員から補足説明をお願いします。

まず初めに3番を清水委員、お願いします。

15番 この農地ですが、畑のほうにはネギ、あと、ビニールのトンネルでハウレンソウ等を栽培していて、肥培管理も良好で境界石も確認できました。今まで野菜は近所の方に配っていたということなんですけれども、今後はのーかる等に出して販売していきたいということを言っておりました。特に問題はありません。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、4番と5番を高杉委員、お願いします。

3番 この方の畑は面積は少ないんですけれども、本当に計画的に畑が区切られていて、毎年もうびっちり、空きがないぐらい野菜を作られています。草も生えていないし全く問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、6番、浅見委員、お願いします。

6番 この方は、先ほども御説明があったと思うんですが、体調不良で、一時期ちょっとあまりできなかった時期があったようなんですが、行ったときにはとてもきれいになっておりました。枝が大きく伸びているものがあったので、それは伐採してもらうようお願いしました。1か所、柏町のところなんです、隣との境界があまり分からなかったもので、そこは後日、掘って

確認をしまして、支柱も立てまして分かるようになりました。

こちらの方は畑で植木を育てて、お花屋さんで販売をしているということなので、いろんなものが置いてあったんですけれども、大きくなったりしているものも目立ったので、そこは伐採してもらうように注意をさせていただきました。

以上です。

議長 ありがとうございます。

それではまず、内野委員、ありましたらお願いします。

4 番 補足説明はありません。

議長 橋本委員。

5 番 特に補足することはありません。

議長 ありがとうございます。

ただいまの説明がありました件について御質問がありましたらお願いをいたします。ありませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、続きまして、議案第 2 号の 7 から 1 2 を、まず初めに、こちらについても事務局に説明をお願いします。

局長 そうしましたら、続きまして、議案第 2 号の 7 から 1 2 の 6 件の調査結果を御報告いたします。

現地調査は嶋田職務代理、田中委員、森谷委員、川野委員、事務局で行っております。

議案第 2 号の 7、こちらは砂川町 5 丁目の 3 筆となります。略図 7 を御覧ください。略図 7 は中央南北線北詰交差点の真北に位置する農地で、ハクサイを生産されておりました。肥培管理は良好でしたが、キウイについてはもう少し剪定をして、枝が広がり過ぎることのないように委員から指導がございました。境界は確認できております。

続いて、議案第 2 号の 8、砂川町 5 丁目の 1 筆となります。略図 8 を御覧ください。略図 8 は議案第 2 号の 7 の農地の東側に隣接した農地となります。春先の作付を予定しているとのことで、現在は作付をされておりませんでした。肥培管理は良好

で、境界の確認もできております。

続いて、議案第2号の9、一番町2丁目の3筆となります。略図9の北側の農地を御覧ください。こちらは松中団地南交差点の南東に位置する農地で、カーボロネロやコマツナを生産されており、市場出荷しているとのことでした。続いて、略図9の南側の農地ですね。こちらは、さきの農地の南側、西武拝島線沿いに位置し、麦、ブロッコリー、カブなどを生産されておりました。それぞれ肥培管理は良好で、境界も確認できております。

続きまして、議案第2号の10、西砂町6丁目の3筆となります。略図10の、まず南側の農地を御覧いただければと思います。こちらは西砂学習館の西に位置する農地で、ダイコン、ハウレンソウ、コマツナ、サトイモなど、非常に多品種の野菜を生産されておりました。続きまして、略図10の北側の農地を御覧ください。こちらは多摩信用金庫総合グラウンドの東に位置する農地で、キャベツ、ダイコン、ブロッコリー、ニンニクを生産されておりました。生産した作物は、さきの農地のものも含めて近隣の自販機で販売しているとのことでした。肥培管理は良好で、境界も確認できております。

続いて、議案第2号の11、西砂町1丁目の6筆となります。略図11を御覧ください。略図11は西砂町宮沢交差点の東に位置する農地で、主にグラウンドカバー類を生産されており、ブドウや植木の苗木も栽培されておりました。肥培管理は良好で、境界も確認できております。

最後に、議案第2号の12、西砂町6丁目の1筆となります。略図12を御覧ください。略図12は多摩信用金庫総合グラウンドの西側に位置する農地で、モミジ、カツラ、マサキなどの植木を数種類生産されておりました。肥培管理は良好で、境界も確認できております。

議案第2号、7から12の説明は以上となります。

議長            ありがとうございます。

それでは、確認を担当された地区委員さんから補足説明をお願いいたします。

まず初めに、7番と8番、田中委員、お願いします。

1 4 番 番号7のほうですけれども、この方はサラリーマンをしながら農地のほうを耕作している方でありまして、ほとんどが、面積的には多いんですが、一応自分ちのほうで食べるような野菜を作っております。

その隣の8番ですけれども、この8番の方は、いつもならば落花生等を作っているんですが、今年はネズミ等が結構食べちゃいまして、収穫ができなかったというようなこととお聞きしております。8番の方は、この畑は7番の畑を通らないと自分ちの畑に行けないんですよ。袋地なんですよ。だから、今後この畑の方は大変だなというふうなことを思っております。特に問題はありません。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、9番ですね。嶋田職務代理、お願いします。

2 番 この方の畑ですけれども、非常によく管理をされていまして、自宅裏のほうではいろいろなものを作っていて、今、麦は栽培しているんですけれども、何か地元のお祭りのときに使うために少し作っているんだというような話もしていました。境界も確認できますし、問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、10番と11番と12番ですね。川野委員、お願いします。

1 6 番 まず、10番ですけれども、境界は確認されております。先ほど事務局のほうから説明がありましたとおり、生産したものは自販機、自家消費、知人等にお配りしているような形で生産しております。

それから、11番ですけれども、主にグランドカバーを作っ

ている畑でございます。一部直売用の野菜が植えてありました。境界も確認できましたので問題ないと思います。

それから、12番ですけれども、完全な袋地になっちゃっておりまして、畑には植木が植えてあったんですけれども、本人も、ちょっとどうしたらいいかなというところで、袋地がどうしたらいいかなということで悩んでおりましたけれども、境界等も確認できましたので問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

職務代理、何かありましたらお願いします。

2番 どの畑も肥培管理のほうはすごくよかったと思います。それと、各委員が説明の中であつたように、ちょっと懸念されるのが袋地。道路づけのないような畑ですね。これが今後、相続だとかいろいろな問題で、後継者がおられる方は、まだまだ続けていってもらえると思うんですけれども、後継者のなかったときのことをちょっと懸念されるので、今後、委員会のほうとしても、放棄地にならないように、何かいろいろなところで策を考えていかなきゃいけないのかなというふうに感じました。

以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいま説明がありました件について、何か質問がありましたらお願いします。ありませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないと認め、採決に移ります。議案第2号の3から12まで、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、証明をすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。

次に、議案第3号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、議題に呈します。

事務局より説明をお願いいたします。

局長 そうしましたら、議案第3号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明につきまして、6件御説明をさせていただきます。

農地相続人の住所、氏名につきましては記載のとおりでございます。

6件は、いずれも申出事由は死亡、証明内容は生産緑地法第10条の規定に基づく農業の主たる従事者となります。

まず、それでは略図1を御覧ください。こちらは土地の所在は上砂町4丁目の2筆、面積は225㎡となります。

続きまして、略図2を御覧ください。こちらは土地の所在は上砂町4丁目の5筆、面積は625㎡となります。

続いて、略図3を御覧ください。こちらの土地の所在は栄町3丁目の3筆、面積は5,276㎡となります。

続きまして、略図4を御覧ください。こちらは土地の所在は西砂町5丁目の3筆、面積は4,747.15㎡となります。

続いて、略図5を御覧ください。こちらは土地の所在は西砂町3丁目の2筆、面積は1,600.14㎡となります。

最後に、略図6を御覧ください。こちらの土地の所在は砂川町4丁目の1筆、面積は1,283㎡となります。

議案第3号の説明につきましては以上となります。

議長 ありがとうございます。

確認を担当された地区委員さんから補足説明をお願いします。

まず、1番と2番、森谷委員、お願いします。

9番 補足することはありません。別に問題はないと思いますので。造園屋さんが主なので。この方は。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、3番、高杉委員、お願いします。

3番 この方は随分高齢だったんですけれども、亡くなるまで本当にきれいに畑の隅々まで草を取って、本当にきれいな状態で

した。問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。

続きまして、4番、5番を岡部委員、お願いします。

17番 まず、4番の方は、息子さんが主に、かなりいろんな野菜を作っておられて、大変きれいに耕作されておりました。特に問題はございません。

5番の方も息子さんが主に管理をしておられて、小麦とかサツマイモの跡の様子がうかがえました。やはりきれいに管理されておりましたので、問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。

続きまして、6番、清水委員、お願いします。

15番 こちらの畑のほうも季節の野菜を栽培していました。主には自家消費のほうなんですけれども、肥培管理も良好で、証明書の発行には特に問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいま説明がありました件について何か御質問があったらお願いしたいと思います。

田中委員、お願いします。

14番 すみません。1番と2番の方なんですけれども、1番の方は連名ですよね。2番の方は同じ名前なんですけれども、単独で出ていますが、何かこれは理由があるんですか。

係長 お答えいたします。

1番目は2名で相続されるということになります。2番目は1名で相続するというので、こちらのほうが分かれた申請となっております。

14番 分割協議書と同じということですね。

係長 こちらのほうなんですけど、もう相続が済んでおりますので、登記を確認しながら進めさせていただきました。

議長 よろしいでしょうか。

そのほか御質問ありますか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないと認め、採決に移ります。議案第3号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。

次に、議案第4号、立川市農地利用最適化推進委員の委嘱手続に関する要綱の改正について、議題に呈します。

それでは、事務局、説明をお願いします。

局長 そうしましたら、議案第4号、立川市農地利用最適化推進委員の委嘱手続に関する要綱の改正について御説明いたします。

来年度、農業委員会の改選があり、新規に農業委員及び農地利用最適化推進委員が選任されることとなります。

農業委員は、市長が市議会に議案提出をし、同意を得た上で任命するものとなっております。また、農地利用最適化推進委員は、新たに任命された農業委員が委嘱することで推進委員となる形になります。

今回提出する議案につきましては、その農地利用最適化推進委員候補者を公募する際の手続や委嘱について定める要綱の一部を改正するものとなります。

新旧対照表を御覧ください。条文で改正する箇所は第3条第1項第1号となります。地区の農業者の代表として、農業者の連名で推薦する様式について、その名称を改正するものとなります。これまで括弧内の部分が個人推薦としておりましたが、3号様式が主に個人の応募となりまして、それと誤ってしまう方がいらっしゃるということがありましたので、ここの括弧の中を農業者推薦と改正するものとなります。

また、評価基準の改正も検討しておりますので、それに合わせて各様式についても変更しております。様式の変更については網かけ部分が変更点となっております。

そのほかの変更箇所については、農業委員と推進委員の推薦書等につきまして、農業者の方は両方提出される方が大半となりますので、同じことを書くのが大変であるといった声をいただいております。このため、両方提出される場合には推進員の記載箇所を名前及び住所のみでよいこととしております。

改正案の説明につきましては以上となります。

なお、先月行いましたJA東京みどりの支部長の説明会におきましても、案ではございますが、こちらの様式変更について御説明をさせていただいております。

農業委員の様式についても、基本的には推進委員とほぼ同様となりますので、地区の方から記入の相談等ありましたら、ぜひ御参考にしていただければと思います。

説明は以上となります。

議長 ありがとうございます。

ただいま説明がありました件につきまして、何か御質問あったらお願いします。

事務局、お願いします。

係長 ただいまの第4号議案で、様式につきまして、変更箇所につきまして網かけとさせていただいたんですが、印字の際にちゃんと出なかったようでして、改正箇所が様式上、ちょっと分からない状態になっているかと思っております。

説明させていただきますと、主に自署の場合、押印を省略することができますというところを何か所か入れさせていただいたもののほか……。まず、1号様式のほうで見ていただければと思うんですが、1号様式。1枚めくっていただきまして、3ページ目ですかね。地域貢献などを今回追加させていただきました。今までなかったところなんですけど、農業者の方たちの地域貢献につきましても評価の対象を検討しておりますので、この辺の様式の修正をさせていただいたものとなります。

2号様式以降も、おおむね変更した箇所は同様の箇所となりますので、御確認いただければと思います。よろしく願い

たします。

議長 　ただいま事務局からあった説明について、御質問があったらお願いをいたします。

川野委員、お願いします。

16番 　地域貢献のところなんですけれども、この3つのみを対象にするという形、考え方でいいんでしょうか。

係長 　現状、今のところ、こちらの3つを対象としております。

16番 　地域にはいろいろと団体があると思うんですけれども、例えばPTAとか、そういった形のは今回は反映されないという形でよろしいんですか。それか、その他で書く欄を設けるか。

係長 　今回はこちらの3つを対象とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

議長 　そのほかありますか。よろしいですか。

……質疑なしの声

議長 　それでは、質問がないと認め、採決に移ります。議案第4号、立川市農地利用最適化推進委員の委嘱手続に関する要綱の改正について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 　ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。

その他では何かありますか。

局長 　その他のところで、今年の12月総会で、一番町3丁目の3筆につきまして、公共工事による一時転用を行う。若干期間を延長したところですかね。その農地につきまして農地法第5条の届出がございました。工事が終了いたしまして原状回復をされたことについて、先日の12月4日に報告書の提出がございました。また、地区委員にも現地を確認いただきまして、回復されているということで確認が取れております。

その他の説明は以上でございます。

議長      あと、その他、ございますか。よろしいでしょうか。

          それでは、本日の審議予定はこれで終了でございます。次回の農業委員会は、1月27日（火）午後3時から、次は101会議室で行います。

          本日も慎重審議をしていただき、ありがとうございました。

午後4時01分   閉会

以上のとおり会議の顛末を記録して、相違ないことを  
証するため、署名捺印する。

農業委員会議長

議事録署名委員

議事録署名委員